

【ソフトバレーボール千葉県大会】

令和 8 年度千葉県障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害者の部） 運営要領

1. 目 的

精神障害のある人が、本大会に参加することにより、スポーツの楽しさを体験するとともに、体力の維持・向上及び県民の障害のある人への理解を深めることにより、障害のある人の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2. 主 催

千葉県

一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会

特定非営利活動法人千葉県精神保健福祉協議会

社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会

千葉県知的障害者福祉協会

千葉県手をつなぐ育成会

3. 主 管

千葉県バレーボール協会

4. 協 力（予定）

千葉県パラスポーツ指導者協議会

千葉県ママさんバレーボール連盟

一般社団法人日本精神科看護協会千葉県支部

5. 開催日時

令和 8 年 1 2 月 3 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

6. 会 場

Y o h a S アリーナ ～本能に、感動を。～（千葉公園総合体育館）

所在地：千葉市中央区弁天 4－1－2

7. 参加資格

出場選手は次のすべての条件を満たす者とする。

（1）令和 9 年 4 月 1 日時点で 13 歳以上であること。

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいはその取得の対象に※準ずる障害のある者。

※「準ずる障害のある者」とは、以下の証明が受けられる者をいう。
精神疾患のため精神科等で医療を受ける自立支援医療（精神通院）受給者証
なお、千葉県大会では手帳、受給者証の写しの提出を省略することができる。

(3) 申込時に千葉県に現住所（住民票のある地）を有する者。

ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地が千葉県内（千葉市を除く）にある場合は参加できる。

(4) 2つ以上のチームにまたがって登録することはできない。

8. 大会事務局

本大会の大会事務局は、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会内（千葉市稲毛区天台6-5-1）に置く。

9. 競技規則

適用する競技規則は、以下のとおり。

(1) 全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版【（公財）日本パラスポーツ協会制定】

(2) （公財）日本バレーボール協会競技規則

(3) 令和8年度千葉県障害者スポーツ大会実施要領

(4) 参加団体代表者会議 確認事項

10. 競技方法

「実施要領」による。

なお、組み合わせは、参加団体代表者会議において抽選により決定する。

11. 表彰

優勝、準優勝、3位のチームに対し表彰状と各選手にメダルを授与する。

12. 参加申込

(1) 申込

参加申込書（総括表・参加申込書）

※申込書や競技に必要な書類様式は、千葉県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.cpsa.or.jp/>

(2) 申込期間 令和8年9月1日（火）～9月25日（金）（締切日必着）

(3) 申込方法 申込書類の提出方法は、千葉県障がい者スポーツ協会ホームページ「メールでのお問い合わせ」からデータで提出すること。

データで提出することができない場合は、印刷したものを持参又は郵送。

(1) の申込書様式に必要な事項を記入した書類一式を提出する。

【申込先】〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1
(事務局) 一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会

13. 参加団体代表者会議

参加団体代表者会議を次の日程で実施するので、参加団体は必ず1名出席すること。

- (1) 期 日 令和8年10月30日(金) 午前10:30～

(2) 会 場 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター
千葉市稲毛区天台6-5-1

14. 個人情報の取り扱い

次の(1)から(5)を承諾した上で申し込むこと

- (1) 申し込み時に提出された書類(情報)は、プログラム作成(組み合わせ)及び全国大会派遣事業に使用する。
- (2) 大会プログラムに、競技運営上必要な氏名、所属、障害区分等の個人情報を掲載する。
- (3) 大会当日に報道機関が来場し、テレビや新聞等で報道されることがある。
- (4) 主催者において、大会時に撮影した映像等を障がい者スポーツ普及・発展のための広報に使用することがある。
- (5) 主催・後援団体等のホームページで公式記録を公表する。

15. 参加者の安全対策

社会状況等により安全な大会運営が不可能であると判断した場合、大会を中止する場合がある。

16. 救護及び傷害保険加入

- (1) 参加選手の健康・安全管理については、参加者・団体において十分配慮するものとし、会場において主催者は、応急の処置のみを行うものとする。
- (2) 大会運営スタッフ、選手、役員(監督、コーチ等)及び大会参加に必要な引率者について、傷害保険を主催者で加入する。
 - ① 傷害保険の適用は、原則として大会会場内の範囲とする。
 - ② 本人の故意や重大な過失によるもの、また疾病は、傷害保険の対象外となる。

17. その他

第26回全国障害者スポーツ大会関東ブロック予選会の出場チームは、原則として優勝チームが出場することとする。各チームから選抜する場合は、優勝チームの監督と関係者で話し合いの上決定する。